

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に係る論点について

前提

(本特例の目的)

- 今回の特例措置は、保育教諭等の資格の特例期間中において、①新たな幼保連携型認定こども園制度の円滑な導入の観点から、②保育士資格のみを有する保育士に対して、③保育士資格としての勤務経験を評価して、④幼稚園教諭免許状を取得する要件を軽減させるもの。**別紙 1**

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）

附 則

- 19 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。（略）

（参考）

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

（職員の資格）

- 第十五条** 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（略）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（略）を受けた者でなければならない。

附 則

（保育教諭等の資格の特例）

- 第五条** 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（略）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（略）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

(基礎資格＝特例の対象者)

①保育士の登録をしている者
かつ

②学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するもの

○ 基礎資格については、保育士資格を有することに加え、「幼保連携型認定こども園制度の円滑な導入」及び「大学における教員養成原則」の双方を踏まえ、

①学士の学位を有する者

②短期大学士の学位を有する者

③その他（専修学校卒業生など学士及び短期大学士のいずれも有していない者）
の区分で、それぞれ、在職年数、要修得単位数及びその内容を検討することとする。

別紙 2

①学士の学位を有する者

→ 在職年数 + 単位の修得 = 一種免許状

②短期大学士の学位を有する者

→ 在職年数 + 単位の修得 = 二種免許状

③その他（専修学校を卒業した者等）

→ 在職年数 + 単位の修得 = 二種免許状

(学力及び実務の検定)

③基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した最低在職年数 (実務の検定)

④当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数 (学力の検定)

論 点

1. 実務の検定について

【基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した最低在職年数】

(論点 1)

- それぞれの基礎資格を有する者に対して、どの程度の在職年数を求めることとするか。別紙 3
 - ①学士の学位を有する者
 - ②短期大学士の学位を有する者
 - ③その他（保育士資格を有する者で、学位及び短期大学士のいずれも有していない者）

(論点 2)

- 認可保育所は、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に基づき「教育」も行っていることから、評価すべき在職年数としては、認可保育所の保育士としての在職年数が適当と思われるが、その他の児童福祉施設における保育士としての勤務経験はどのように考えたらよいか。別紙 4

2. 学力の検定について

【基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数】

(論点 3)

- それぞれの基礎資格を有し、かつ、勤務経験がある者に対して、大学等において、どのような内容を、どの程度修得することを求めることとするか。別紙 5
 - ①学士の学位を有する者
 - ②短期大学士の学位を有する者
 - ③その他（保育士資格を有する者で、学位及び短期大学士のいずれも有していない者）